

令和4年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時		令和4年9月27日 午後1時30分	
2. 場 所		松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)			
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	☒ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	☒ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
☒ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	☒ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔			
○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男			
○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信			
○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
1 番 野 中 孝		2 番 瀬 川 靖 典	

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和4年9月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、農業委員5番松永敬資委員、11番大石恵子委員、13番松永勝也委員、17番柿山亨委員、推進委員16番北川廣海委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先月8月に実施しました農地パトロールにつきましては、8月30日までに松浦地域は終了いたしました。委員の皆様方、大変ありがとうございました。鷹島及び福島地域につきましては、当初計画しておりました日程に台風が11号だったと思いますが、接近をいたしまして、延期をいたしております。明日28日に鷹島地域、29日に福島地域で実施いたしますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。それでは、伊藤会長のご挨拶をいただきまして、9月の総会に入りたいと思います。

会 長 どうもお疲れ様です。今年は梅雨時期が短く、その分夏が長くなりました。猛暑続きの厳しい夏となりましたが、その厳しい夏も大型台風13号が通過した後くらいから、やっと秋らしい季節となり、最近は随分過ごし易い季節になりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、コロナ対策と併せてご自分の体調管理に気を付けていただいて、これから迎える農繁期に備えていただきたいと思います。本日は令和4年9月の定例総会ですが、令和4年、年度の丁度半分になりました。半分と言えば、農業委員の3年任期の丁度半分、折り返し点でもございます。あと残された1年半でありますけれども、よろしくお願いいたします。そういうことで、農業委員の業務について再度確認いたしますが、農業委員の業務には、活動記録簿には記載をしないものもあります。農地法の審査、3条4条5条のように毎月総会の時に審議をしておりますけれども、そういう風に毎月行う業務や年に1回有るか無いかのような、あっせんのような業務もございます。いずれも全て重要な農業委員の業務となっております。これから年末、年度末にかけて農業者年金加入推進や全国農業新聞の購読の拡大等の取り組みについてもお願いすることが多く出てきますので、これまで通りのご理解とご協力をお願いしたいと思います。それから、最適化交付金について簡単に触れておきますけれども、令和4年の事業が、9月末が期限でございますけれども、まだ1カ月時期がありますが、これ確定の数字ではありませんが、8月8日現在で、全国の農業委員会が1,697委員会、そのうち最適化交付金事業の実施農業委員会が1,409委員会で83%がこの事業を実施しております。83%のうち活動記録簿の記帳日数が、だいたい7.5日というふうに、これ8月現在ですから、まだ確定でございません。松浦市は4月の初めに一応1カ月8日としようということで設定して、10日を目標にやっというふうに進んでおりましたけれども、7月末現在で松浦市は8.55日という数字になっており、これは全国平均の7.5日をやや上回っております。そういうことで、実施自治体も100%ではなくて、活動日誌の記帳日数も上回っているということで、随分減額されるのではないかと心配がございましたけれども、その減額についても最小限に留められるような状

況になっております。これにつきましても引き続きご協力をお願いしたいと思います。以上で会長の挨拶に変えたいと思います。どうもお疲れ様です。

議長 それでは、日程に入ります。議事録署名人の指名を行います。1 番野中委員、2 番瀬川委員、両名をお願いしたいと思います。
次に、4 番各種報告です。事務局から報告をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様です。各種報告に入ります前に、議案の差し替えをお願いいたします。A 3 用紙で議案第 6 6 号の添付資料の配置図です。事件番号 1 とあります。ページを振っておりませんが、7 6 ページになります。こちらは議案作成中に引き続き現場確認をしていましたために、委員皆様に議案を配布した後に現場が確認できたということで今回差し替えをお願いするものです。よろしくをお願いいたします。

議案は 1 ページをご覧ください。新規で、農地移動適正化あっせん事業報告が 3 件ございます。3 件まとめて報告させていただきます。

1 件目です。申出人、星鹿町下田免 [] 在住、[] 氏。種類は売買で、対象地は調川町白井免字平田 [] から調川町松山田免字田原 [] までの計 7 筆、地目はすべて田で、面積は 1 0, 3 7 9 m²です。申出日は令和 4 年 8 月 2 9 日です。

2 件目です。申出人は、沖縄県那覇市高良 2 丁目 [] に在住の [] 氏です。種類は売買で対象地は御厨町田原免字田原 [] 番から御厨町前田免字開田 [] 番までの 3 筆で、地目はすべて田で面積は 4, 5 0 3 m²です。申出日は令和 4 年 8 月 3 1 日です。

3 件目です。申出人は、佐世保市新田町 [] に在住の [] 氏です。種類は売買で、対象地は調川町上免字里 [] 番の一筆で、地目は田、面積は 1, 2 0 3 m²です。申出日は令和 4 年 9 月 1 4 日です。

以上 3 件につきまして、それぞれあっせん委員の決定をお願いいたします。

議長 只今事務局からあっせん事業の報告について 3 件ございましたけども、あっせん委員の指名を行いたいと思います。まず、1 件目につきましては、調川町白井免、松山田免ということでございますが、坂本委員さん、渡口委員さんをお願いをしたいと思います。2 件目ですが、御厨町田原免と御厨町前田免の 3 筆、これにつきましては、大久保委員さん、濱崎委員さんをお願いしたいと思います。3 件目ですが、これも調川町で 1 件目と同じく坂本委員さん、渡口委員さんをお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

そうということで、3 件のあっせん事業につきましては、それぞれの委員さんこれから大変だと思いますが、よろしくをお願いいたします。

引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 次に、農地転用許可不要案件届出書の受理報告が 1 件ございます。届出人は、東京都世田谷区玉川一丁目 []、[] 株式会社基地局設置統括本部、統括本部長、[] 氏、農地の所有者は、御厨町普住免 [] 番

地、**田中幸太郎**氏。農地の表示は、御厨町川内免字丸山**33900000**、地目は畑、面積は219㎡のうち4㎡です。事業目的は、通信エリア拡大のために無線基地局を建設するというものでございます。転用期間は5年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和4年8月19日、受理日は9月5日です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案の1ページから2ページにかけまして5件でございます。通知当事者は、貸人、借人の氏名または名称にて説明させていただきます。

1件目の貸人、**田中幸太郎**氏。借人、**田中幸太郎**氏の分は、先ほどあつせん事業報告で対象となっている農地で、貸人都合による解約です。2件目、貸人、**田中幸太郎**氏。借人、**田中幸太郎**氏の分は、中間管理機構への借り換えです。3件目、**田中幸太郎**氏。借人、**田中幸太郎**氏の分は、こちらも中間管理機構への借り換え分です。議案は2ページをご覧ください。4件目、貸人、長崎県農業振興公社理事長**田中幸太郎**氏。借人、**田中幸太郎**氏の分は、長男の**田中幸太郎**氏が経営主となったことによる借人変更に伴う配分計画変更による解約です。5件目、貸人、**田中幸太郎**氏。借人、**田中幸太郎**氏の分は、農地の所有権移転に伴う貸人都合による解約です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件でございます。1件目です。被相続人は、**田中幸太郎**男氏、相続人は、**田中幸太郎**氏です。農地の所在は調川町白井免字平田**33900000**から調川町松山田免字田原**33900000**までの田7筆、畑5筆で、合計面積は13,269㎡です。被相続人、**田中幸太郎**氏は、令和4年7月9日に死亡されており、令和4年8月2日に相続登記が完了したということで、相続人から8月29日に届出があり、8月31日に受け付けております。

2件目です。被相続人は、**田中幸太郎**氏、相続人は、**田中幸太郎**氏です。農地の所在は今福町仏坂免字坂中**33900000**番から今福町仏坂免字渡尺**33900000**番までの田8筆、畑3筆で、合計面積は7,064㎡です。被相続人、**田中幸太郎**氏は、令和3年11月25日に死亡されており、令和4年2月25日に相続登記が完了したということで、相続人から9月13日に届出があり、同日で受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。(以下資料の読み上げ)

農地法関係
令和4年8月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	田中幸太郎	堆肥舎用地	1,582 ㎡	R4.9.15許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	田中幸太郎	田中幸太郎	一般個人住宅	750 ㎡	R4.9.15許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	3	1,877 m ²	483 m ²	2,360 m ²

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第4条	一般個人住宅（追認）	1		789 m ²	789 m ²

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	2		795 m ²	795 m ²
	一般個人住宅（許可処分取消し）	1		806 m ²	806 m ²
	計	3		1,601 m ²	1,601 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		25	145,718.39 m ²	20,178 m ²	165,896.39 m ²
	賃 貸 借	6	9,809 m ²	3,547 m ²	13,356 m ²
	使用貸借	19	135,909.39 m ²	16,631 m ²	152,540.39 m ²
計		25	145,718.39 m ²	20,178 m ²	165,896.39 m ²

意見書関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		20	137,413.39 m ²	3,189 m ²	140,602.39 m ²

承認関係

内 容		筆数	面		積
			田	畑	計
令和4年度農業臨時雇い標準賃金等の変更について					
各種要綱の一部改正について		2件			

報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、皆さんのご意見等を伺いたいと思います。その前に、1ページの許可不要案件について、許可が要らない案件でございますけども、地元山下委員さんのご意見も伺いたいと思いますけども、よろしく願いいたします。

推進委員 はい。[redacted]さんの分ですね。ここは、農道のちょうど三差路地点に[redacted]さんの自宅の隣になるんですど、ここは畑ばかりで何も問題ないだろうと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。一応許可は要らないということですけども、参考意見として地元委員さんのご意見を伺いました。その他に皆様からご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、各種報告については承認したいと思います。
では議案に入ります。
議案第64号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第64号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、今福町仏坂免[redacted]番地、[redacted]氏。譲受人は今福町仏坂免[redacted]番地、[redacted]氏です。申請地は、今福町仏坂免字蜂巢[redacted]番・田・1877㎡です。申請事由は、[redacted]氏は[redacted]氏の甥にあたり、申請がありました農地の管理を実質的に[redacted]氏が行っていることから、経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が7,332㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっております、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

事件番号2です。譲渡人は、御厨町相坂免[redacted]番地、[redacted]氏。譲受人は御厨町相坂免[redacted]番地、[redacted]氏です。申請地は、御厨町相坂免字下園田[redacted]、畑283㎡、同所[redacted]、畑72㎡の2筆で合計面積が355㎡です。申請事由は、申請のあった農地の管理を実質的に[redacted]氏が行っているということで、経営規模拡大のため贈与により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が6,572㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それぞれ地元委員のご意見を伺いたいと思います。まず1番、野中委員さんお願いいたします。

農業委員 農業委員 1 番野中でございます。この案件につきましては、昨年来からのものでして、甥と叔母というような関係でして、[] さんには農業を離れてらっしゃるということで、相続手続きが終われば譲りたいとの申し出を聞いておりまして、当初は無償でいいよという話だったのですが、今後もやはりこういったことが起こりえるだろうということで、一応お願いしまして、売買金額を 10 万円で設定させていただいたところです。両者間においてもこれで納得いただいたところです。報告終わります。

議 長 ありがとうございます。事件番号 2 番について、松本委員さんお願いいたします。

農業委員 農業委員の松本でございます。2 番の件につきまして説明いたします。私の地元の小船地区はこの度、中間管理機構の推進地区に指定されまして、小船は皆、中間管理機構に入ろうということで、この [] さんの畑も申請をいたしましたところ、[] さんの畑に [] さんの田が少し隅っこの方にあるということで、それが発覚しまして、皆さん、[] さんもびっくり、[] さんもびっくり、[] さんの土地にうちの土地があったのかと、知らなかったということで、それなら早く [] さんに変えてあげなければということで、今月ここに申請が出されました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご質問等ございませんか。

農業委員 ちょっと質問いいですか。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 農業委員の武部です。事件番号 2 についてですけども、分かりにくいところがあるんですね。どう言ったらいいかな。合意解約では農地を返すということでしょう。解約をするとね。それに対してこの地番は入ってる訳ですね。本当にね。この 2 筆が本当に入っている訳ですよ。そして、それを含んだこの 2 筆を他の人に。自分が借り受けるということですか。何かちょっと分かりにくいなと思ってですね。分かりますかね。この 2 筆の、3 条の許可の 2 筆分については、合意解約はしている訳ですよ。それを [] という人から借りるごとなつとる訳ですよ。だからもらい受ける側としては。何かちょっと意味の分からんとですよ。どういう風ないきさつになっているのかなとね。以前から耕作をされているから所有権を移すということでしょうけども。登記名義的にはどうなっているのかなと。はい、言いました。

議 長 仰る通りで非常に分かりにくいんですよ。私もそう思いました。私も状況は詳しくありませんけども、もともと実際は [] さんの農地だったと聞いております。事務局、その辺説明してくれませんか。

事務局 この2筆は、現在、■■■さんの名義です。先ほども説明しましたが、■■■さんが長らく、平成14年に換地をした時に、■■■さん■■■さんお互いに■■■さんの農地だということを認識して■■■さんが耕作をされていたり、貸し借りをされていた。登記名義人は■■■さんです。■■■さんであるので、今回農地法3条で無償にて贈与するという事です。その時に、■■■さんから■■■さんに贈与する時に、■■■さんは自作が5反以上なければなりません。5反要件に該当する、イコール先ほどの議案2ページの、■■■さんが■■■さんに貸し付けてある農地を解約します。解約することで、■■■さんに4反7畝の農地が自作として戻ります。そしてこの2筆を合わせて、合計6反5畝になります。これで、実質、■■■さんから■■■さんに対して農地を贈与できるということになります。

農業委員 分かりました。農地の貸し借りの時は、名義は関係なしに、そう動いてもいい訳ですね。（武部委員）

事務局 貸し借りはそうです。

農業委員 ただし、移転をする時には名義人でないといけないという状況であるから、こういう手続きをする、ということですか。（武部委員）

事務局 はい。今の農地法上は5反要件がございますので。

農業委員 ただね、農業従事者であるとは間違いないとですか。

事務局 はい。そこは松本委員さんがご確認されていますので、間違いございません。

農業委員 はい、そうです。（松本委員）

農業委員 すみません。ありがとうございました。（武部委員）

議 長 ようございますかね。もともと■■■さんが作っている、■■■さんのものとして取り扱っていたものが、たまたま登記名義人が違っているということになります。はい、ありがとうございました。それでは、他にございませんか。

推進委員 よろしいでしょうか。参考までに今の状況のことで、今の取扱いのことで教えていただきたいところあるのですが。中間管理機構で、私のとこの広い田んぼの中に、よその地区の方の所有になったということが言われていたことがありました。基盤整備の時に大きな区画の田んぼとして整備してあるんですよね。ですからその時は今の所有者が、どっちが分からないんですけども基盤整備してある。しかし登記上は確かによその方の名義のがちょこっと残ってあるという状況がありますので、その辺の解消もこのような案件で出来るのであれ

ば、勉強させていただきたいということでお尋ねしたいなと思って、教えてください。（百枝委員）

事務局 ケースバイケースで、色々な状況、その当時の資料ですとか、換地するときにも最終的に登記する場合はご本人さん達に立ち会っていただいて、閲覧して了解を得て登記する訳ですので、ケースにより異なりますから、今のお話はまた個別にお話を伺いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ようございますかね。

推進委員 はい。（百枝委員）

議 長 他にございませんか。はい、ないようですので、議案第64号につきましては、許可といたします。

次に、議案第65号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。委員さん関係分です。高田委員のご退席をお願いいたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

～ 高田委員退席 ～

事務局 議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、調川町平尾免■■■■番地、■■■■氏、譲受人は御厨町木場免■■■■番地、■■■■氏で、二人はご兄妹です。申請地は、御厨町木場免字柴坂■■■■番、畑128㎡です。申請事由は、この農地は過去に不動産競売にかかったことがありまして、その時に妹である■■■■氏が購入された経緯がございます。しかしながら、実質的な農地の管理を■■■■氏が行っているということで、今回、経営規模拡大ということで贈与により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が6,055㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます次第です。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元、山口委員さんのご意見を伺いたいと思います。

推進委員 只今事務局から報告がされました通り、問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。（山口委員）

議 長 地元委員さん、問題ないということですが、皆様から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 はい、ないようですので、下記のとおり処分するものといたします。ありがとうございました。

～ 高田委員着席 ～

議 長 続きまして、議案第66号に移ります。農地法第4条の規定による許可申請について（追認）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第66号農地法第4条の規定による許可申請（追認）について説明いたします。

事件番号1です。関係資料を73から78ページに掲載しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。まず、本件は違反転用の追認許可申請です。経緯といたして、申請人から相談がございまして、畑に一般個人住宅が建築されていることを確認しました。それを受けまして令和4年7月8日付けで違反転用連絡票を県へ提出いたしております。その結果、7月14日付けで県において追認許可相当と判断がなされたもので、今回、申請書の提出がなされたものです。申請人は御厨町前田免[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、御厨町前田免字前田ノ前[REDACTED]、畑789㎡です。農地区分は農用地区域外の農地で、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地と区分をいたしております。転用の目的は、既に一般個人住宅が建築されたものです。土地利用計画については本日お配りした配置図をご覧ください。図面にございますとおり住宅と車庫がそれぞれ建築されております。今回の違反転用に至った経緯ですが、元々は申請人の父親が住宅を建築するために、昭和42年に農地転用の許可を受けておりましたが、土地の境界を誤認して隣の畑へ誤って住宅を建築してしまったものです。排水計画ですが雨水は自然流下、汚水は図面のとおりに汲み取りです。台所やお風呂の生活雑排水は図面にございます敷地内溜枡で集水して排水するというところです。この生活雑排水の最終的な放流先ですが、建築されたのが申請者の父親であったこともあり確認が困難でありました。しかしながら、建築後40年以上も大きなトラブル等も無く現在に至っておりますので、確認が出来なかったところではありますが、現在の状況を考えて、問題ないものと思われます。資料に付いております字図ですが、国土調査前のものですので、若干現状と異なっておりますので、この点はご了承いただければと思います。本件の追認についてですが、簡易手続相当の違反案件の基準のうち、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地に該当するということ、原状回復が困難であること、最後に周辺の営農に支障が生じたことがなく、今後も影響が無いものと見込まれること、これら3点から、追認もやむを得ないと思われます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員、梶山委員にご意見を伺いたいと思います。

農業委員 農業委員 9 番梶山です。事務局の説明通りで、私も確認いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 現地確認も行かれていますよね。併せてお願いします。地元委員が梶山委員で、現地確認も行かれています。同じ意見ということで、崎村委員、ようございますかね。

農業委員 はい。（崎村委員）

議 長 只今事務局の説明と、地元委員、現地確認委員とご意見を伺いましたけど、皆さんの方から何か。非常に分かりにくい、理解し難いんですけど、皆様の方からご意見ございますかね。簡単に言えば、地番を間違っただけで家を建てたということですね。申請人の住所が前田免の[REDACTED]番地になっていますけど、申請地の実際は[REDACTED]に建てていたということでございます。ようございますかね。これは指導も県の指示を受けて追認ですということになっておりますけども、問題無ければ許可相当の意見を付して進達いたしますが、ようございますか。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 ここは国土調査があつてのようですが、国土調査がね。これに合わせてしてあるんでしょう。昔は昔ですよ。今はそれに合わせてしてあるかどうかですよ。

事務局 ここはまだ国土調査前です。

農業委員 ああ、前ですか。すみません。まあ、近々入りますもんね。（武部委員）

議 長 ようございますかね。間違っていたものを正常に戻すということでございますので。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 6 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 6 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

事件番号 1 です。関係資料を 7 9 から 8 5 ページに掲載しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。譲受人は調川町下免 [REDACTED]、[REDACTED] 氏。譲渡人は御厨町中野免 [REDACTED] 番地、[REDACTED] 氏です。土地の所在地は、御厨町中野免字天神前 [REDACTED]、畑・5 7 9

m²です。農地区分は、農用地区域外の農地で、小規模で土地改良事業等が行われていない農地でございますので、第2種農地と区分をいたしております。転用の目的は、売買により土地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。土地利用計画については82ページの配置図をご覧ください。まず、申請面積が579m²ですが、法面や通路に160m²取られますので、有効利用面積が419m²となり基準の500m²以下となっております。土地利用に関しては、50cm程度の切土と盛土によって造成します。横断面図を84と85ページにつけておりますのでご確認ください。排水は、雨水排水は自然流下、污水及び生活雑排水は浄化槽で処理後に敷地内に新設されるU字溝を經由して道路側溝へ放流をされるというものです。周辺には譲渡人の所有する畑が隣接しておりますが、申請地は周辺の農地よりも一段低い位置にございまして、周辺の営農に影響はないと思われます。最後に、資金証明によりまして、資力を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

続きまして、事件番号2です。関係資料を79ページと86から90ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。譲受人は御厨町西木場免[]番地、[]氏。譲渡人は御厨町西木場免[]番地、[]氏です。土地の所在地は、御厨町西木場免字寺山[]、畑216m²です。農地区分は、農用地区域外の農地で、小規模で土地改良事業等が行われていない農地でございますので、第2種農地に区分をいたしております。転用の目的は、[]氏は[]氏の孫でございまして、贈与により土地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。土地利用計画については88ページの配置図をご覧ください。土地の利用については、最高で1.9mの盛土によりまして宅地の造成をするというものです。断面図を90ページにつけておりますので盛土に関してはご確認ください。排水は、雨水排水は自然流下、污水及び生活雑排水は浄化槽で処理後に道路側溝へ放流されます。周辺には隣接する農地はなく、近隣の営農に影響はありません。最後に、資金証明により資力を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

以上、2件のご審議をお願いいたします。

議 長 はい、2件について事務局の説明が終わりました。まず事件番号1番につきまして、地元濱崎委員のご意見を伺います。

推進委員 推進委員5番の濱崎です。事務局の説明があつた通り、私も現場確認に行きましたが、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認委員の梶山委員、よろしく願いいたします。

農業委員 何ら問題は無いんですけども、ここは市の補助を受けたメッシュが張り巡らせてありますけど、上一番高台にもつてくれば何ら問題無いと思います。その辺はいいと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 地元委員さん、現地確認に行かれた委員さんそれぞれのご意見を伺いましたけども、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので、事件番号2番に移ります。地元委員、山下委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員1番の山下です。今月20日に事務局と現地確認委員さんと4、5人で確認いたしました。ここは先ほども説明がありましたように、一軒家で他の農地に何の迷惑もかけるような状態でないと感じました。ただ、盛土を2m近くするものですから、盛土だけはしっかりと、基礎をしてくださいよということだけは申し上げておきます。以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので、議案第67号農地法第5条の規定による許可申請については事件番号1番2番ともに許可相当の意見を付して進達したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議案第68号農地法第5条の規定による許可処分の取消しについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
非常に珍しいケースで、なかなか無いようなケースでございますけども、事務局の説明をお願いして判断をしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 議案第68号農地法第5条の規定による許可処分の取消についてということで説明いたします。農地法第5条の規定による許可処分の取消の願いがありましたので、意見を付して県へ進達するものです。

事件番号1です。許可日及び指令番号は、令和4年5月16日付け長崎県指令4農山村第1095号で、願出人は、譲受人が御厨町前田免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。譲渡人が星鹿町北久保免■■■■番地、■■■■■■■■■■氏です。許可を受けた土地は星鹿町北久保免字宮崎■■■■番、畑806㎡です。転用の目的は、売買により土地を取得し一般個人住宅を建築するものでございまして、土地の売買までが完了しているという状況でした。取消理由ですが、91ページの位置図をご覧ください。赤囲いが申請地で、申請地まで伸びる赤い線が市道からの進入路を示しております。今回、進入路に沿いまして排水管理設工事を行うということで、この進入路を3週間ほど通行止めにする必要があったそうです。しかしながら、この進入路は数軒のご家庭が常時利用されていたため、迂回路を設定する必要がございまして、そういったものを案内する資料を作りまして、地域の関係者の方へ事情を説明され、工事への協

力を依頼されたそうですが、近隣住民の方の理解を得ることができなかったということでございました。その後も、当初3週間程ということであったところ、通行止めの期間を10日程度と短くするということが協力が得られるよう努められたようですが、そういったことでも理解を得るに至らなかったということで、一連の建築工事を行うことが困難であると最終的に判断されてところです。この許可処分の取消願があった場合、農業委員会としては次の3点を確認して意見を付して進達することになります。1点目が譲渡人と譲受人の連名での取消願が提出されているかどうか、2点目は転用行為が行われておらず、今後も行われる見込みがないか、3点目が既に土地の名義が変わっている場合、許可の取り消し後に元の名義人へ戻すことができるか、この3点を確認することになっています。この3点に関しては、譲渡人と譲受人からの連名で取消願が提出されていること、それから住宅の建築はされておらず今後も建築される見込みはないこと、最後に、許可の取り消し後に農地法3条の許可申請を行って元の所有者へ名義人を変える意思があることを確認しております。従いまして、今回の取消理由が本人の過失等によるものではなく、それ以外の外的要因によるものであることから、願いのとおり許可を取消することもやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。令和4年5月の許可でございますので、つい最近でございます。覚えていらっしゃるかと思いますが、つい最近許可した案件でこれを取消するというところでございます。事務局の説明にあったように、住民とのトラブルでそこに家を建てたくないということで取消をするものでございますので、まず皆様のご意見を伺いましょうかね。意見と言いましてもなかなか難しいんですけども、皆様の方から何かございませんか。

農業委員 すいません。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 これは、同意はどうなっているの。これは、登記名義は済んでいるの。（武部委員）

事務局 土地の売買は完了して名義は変更されております。ただ土地は、工事は手付かずのままです。

農業委員 双方が合意すればいい訳よね。（武部委員）

事務局 はい。双方が合意をされて、今回連盟で取消しの願いをされたということです。

議 長 先程事務局から説明があったようにですね、3点の項目をクリア出来ればいいということですから、そういうことです。

- 農業委員 他に問題があれば別ですけど、問題が無ければね。（武部委員）
- 議 長 3点の中にあるように、農地として戻すということが確約出来ればいいということですから。
- 農業委員 元に戻すわけですね。はい、分かりました。（武部委員）
- 議 長 どうですかね、皆さん。ご意見ございませんか。無いようですね。本人達がそうしたいということですから、事情があつてそういうことですから、やむを得ない、仕方無いかと思えますけども、ようございませうかね。
- 委 員 はい。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、議案第68号については、取消しについては許可相当だと判断をして進達をしていきたいと思えます。
それでは、議案第69号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第69号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和4年9月28日としております。11ページに、賃貸借権再設定分と新規分、同じく11ページから13ページにかけてまして使用貸借新規分の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。
- 議 長 それでは、それぞれ担当地区の委員さんでのご確認をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。
ご確認いただきましたでしょうか。問題が無ければ計画通り決定したいと思えます。ようございませうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 それでは、議案第69号につきましては、計画通り決定したいと思えます。
次は、議案第70号、委員さん関係分になります。大石委員のご退席をお願いします。
- ～ 大石委員退席 ～
- 議 長 議案第70号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。1件ございます。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第70号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというもの

でございます。公告予定日を令和4年9月28日としております。19ページに使用貸借再設定分の各筆明細を記載してございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 はい。本人欠席ですけれども、ようございませうかね。それでは、議案第70号につきましては、計画通り決定したいと思います。

～ 大石委員着席 ～

続きまして、議案第71号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第71号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。配分計画は全部で20件でございまして、議案23ページから26ページの配分計画がA to Bで公社が貸し付ける分で2件です。27ページから63ページまでが全てA to Aで公社が貸し付ける分で18件でございます。農業経営の状況等も併せてご確認いただきますように、ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、それぞれ地元委員さんのご確認をお願いいたします。ご確認いただけましたでしょうか。ようございませうかね。

委 員 はい。

議 長 はい。無いようですので、議案第71号につきましては、問題無いということで農業委員会の意見を提出したいと思います。

それでは、議案第72号農業臨時雇い標準賃金等の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第72号農業臨時雇い標準賃金等の変更についてご説明いたします。令和4年度における農業臨時雇い標準賃金については、ここにお示ししています通り、変更いたしまして公表するものでございます。今回の変更は表1の農業臨時雇い標準賃金の日額の作業別全てでありまして、これまでの1時間当たり830円を860円に引き上げるものでございます。引き上げの理由といたしましては、長崎県の最低賃金が10月8日から1時間当たり821円から853円に32円引き上げられることに伴い、改正するものでございます。農業委員会では10円単位で標準賃金を決めております。今回、長崎県の最低賃金が853円となりますので、860円としたいと考えております。なお、表2の機械作業の請負料金の変更はございません。以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。長崎県の最低賃金の変更による変更でございます。皆様の方からご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、議案第72号につきましては、表記1の金額を860円に変更するというものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号松浦市農家後継者結婚仲介センター実施要綱の一部を改正する告示（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第73号松浦市農家後継者結婚仲介センター実施要綱の一部を改正する告示（案）について説明いたします。この要綱の改正につきましては、今年2月の総会で審議いただいておりますけれども、様式中の改正がなされておりましたので、改めて改正するものです。松浦市農家後継者結婚仲介センター実施要綱の一部を次のように改正する。様式第3号中、丸印を削る。様式第4号中、四角印を丸印に改める。附則。この告示は、告示の日から施行する。参考として69ページ、70ページに様式の新旧の対象表を付けております。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆様の方からご質問ございませんかね。

委 員 なし。

議 長 それでは、議案第73号につきましては、このように改正をしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第74号松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示（案）について説明いたします。この要綱の改正につきましては、先ほどの第73号の議案と同様で今年2月の総会でご審議いただいておりますけれども、様式中の改正がなされておりましたので、改めて改正するものです。松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を次のように改正する。様式第2号中、3年を5年に改める。附則。この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。参考として72ページに様式の新旧の対象表を付けております。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆様からのご意見を伺います。

推進委員 (挙手) (大久保委員)

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員 2 番の大久保です。これは松浦市の財政と言いますか、市の方から出されているということだったんですけども、松浦市に住んでない方にもこれは支給されるのでしょうか。62 ページですかね、平戸市にお住まいの方も中間管理の方に名前がありますので、その点についてお願いします。

事務局 借り手助成金は、市外の方は対象になりません。あくまでも市に住所を置いてらっしゃる農家の方です。

推進委員 じゃあ、この平戸にお住まいの方には、もう無いというか、出ない。分かりました。

議 長 ようございませうかね。松浦市の農家だけということです。他にございませうかね。昨年までは 3 年以上の契約で借り手助成金が発生していましたが、今回の改正で 5 年以上と改正しました。年数が変更されていなかったということとでございませうので、何ら問題無いかと思います。ようございませうかね。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。議案第 74 号につきましては、3 年を 5 年に改めるということで了解をしたいと思います。

以上で、本日予定をしている付議事項については全日程を終了しました。

それでは、6 番の協議事項に入りたいと思います。事務局の方からお願いします。

事務局 はい。事務局からは、本日の協議事項については特段ありませんが、事務連絡が 2 点ほどございます。

【最適化交付金の 9 月末の期限について】

【農地パトロール福島・鷹島について】

【長崎県農業会議主催の 10 月予定地区別研修会について】

【農業委員会だよりの編集委員会の開催について（総会終了後）】

議 長 以上で、本日の総会を終了します。次回の農業委員会総会は 10 月 27 日（木）開催といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 58 分